

都市公園内における地区集会所の設置許可に関する基準

(平成29年3月31日建設局百年の杜推進部公園課長決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項及び仙台市都市公園条例（昭和40年仙台市条例第32号）第9条の規定に基づき、都市公園内への地区集会所の設置許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「地区集会所」とは、地域における住民活動の拠点となる集会施設であって、町内会、連合町内会その他市長が認める者(以下「町内会等」という。)が設置する施設をいう。

(事前協議)

第3条 公園管理者は、都市公園内に地区集会所の設置を希望する町内会等と、配置、建築及び管理運営等の計画について、事前に協議を行うものとする。

(設置許可基準)

第4条 都市公園内に地区集会所を設置する場合の許可の基準は、別表1のとおりとする。

2 公園管理者は、都市公園内への地区集会所の設置を許可する場合において、必要があると認めるときは、別表2に掲げるもののほか、必要な条件を付することができる。

(設置許可期間)

第5条 都市公園内に設置する地区集会所の設置許可期間は、10年以内とする。ただし、更新を妨げないものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から実施する。

別表1 (第4条関係)

1 公園に設置することの妥当性

- ア 当該公園の周辺において、公園用地の他に地区集会所建設用地が確保できないこと。
- イ 設置を許可する地区集会所は、1公園につき1施設であること。

2 対象公園

- ア 原則として、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）であること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。
 - (ア) 当該公園の整備・改修計画に支障のある場合
 - (イ) 地区集会所を設置することにより当該公園の広場機能が確保できなくなる等、利用上又は管理上支障があると認められる場合

3 公園利用者への周知及び関係町内会との調整

- ア 設置に関し、当該公園周辺の住民及び公園利用者の理解を得ていること。
- イ 複数の町内会に接する都市公園又は他の町内会の区域に属する都市公園に地区集会所を設置しようとする場合は、関係する町内会と調整を行い、了解を得ていること。

4 設置費用

- ア 地区集会所の設置は、許可を受けた者の責任において実施し、設置に要する費用については、許可を受けた者が全額負担すること。

5 利用の公開

- ア 地区集会所内には公園利用者や他の町内会等が利用できるスペースを設け、市民一般へ公開すること。ただし、地域の公益的活動のために、利用に係る優先順位を設けることを妨げない。

6 配置

- ア 地区集会所の配置は、公園の機能を損なわず、誰もが自由に利用できるような位置であることとし、既存公園施設の配置や公園周囲の景観との調和を十分に考慮すること。

7 建築面積

- ア 地区集会所の建築面積は、都市公園法第4条及び仙台市都市公園条例第2条の2に定める公園施設の設置基準に適合していること。

8 管理区域

- ア 地区集会所の設置及び利用のために必要な区域を管理区域とすること。
- イ 地区集会所の設置許可面積は管理区域の面積とすること。

9 地区集会所の規模

- ア 階数は2以下とすること。
- イ 棟数は1とすること。

10 構造

- ア 建築基準法等関連法令に適合していること。
- イ 可能な限りバリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮したものであること。

11 便所の公園利用者への開放

- ア 地区集会所内の便所は、一般の公園利用者へ開放するものとし、その構造は可能な限り屋外からも公園利用者が利用できるものとする。

12 公園利用者の利便に供する施設の設置

- ア 地区集会所には、壁面に設置する時計等その他公園利用者の利便に供する施設を設置すること。

13 外観・景観配慮

ア 外観及び外部仕上げについては、公園の景観などを考慮し、調和させること。

14 駐車スペース

ア 駐車スペースは原則設けないこと。ただし、運営上必要な場合には、必要最小限の駐車スペースを設置することを妨げない。

15 電気・水道等の引き込み

ア 電気・水道等の供給施設及び雨水、汚水等排水施設は、既設引き込み（取付け）の容量等に支障がない場合は、分岐できるものとし、分岐した場合は、地区集会所の管理区域内に別途計量器を設置すること。

16 名称の表示

ア 地区集会所の入口には、外部から見やすい箇所に「〇〇公園集会所」等の名称の表示を行うこと。

17 法令遵守

ア 建築基準法、消防法、都市計画法、その他関係法令や仙台市が定めた条例、規則、基準、要領を遵守すること。

別表2 (第4条関係)

1 工事に関すること

ア 公園施設の移設等

(ア) 当該地区集会所の設置工事に伴い、必要やむを得ず公園施設の移設等が生じた場合は、公園管理者の指示に従い、許可を受けた者において影響区域も含めて施工すること。

(イ) 必要やむを得ず、既存の樹木の移植をする場合は、公園管理者の指示に従い、許可を受けた者において施工すること。なお、移植後1年以内に樹木が枯死したときは、公園管理者の指示に従い許可を受けた者が同樹種を植栽すること。

イ 安全確保

(ア) 工事区域に仮囲い等を設置し、公園利用者の安全を確保すること。また、影響区域の保全に努めること。

(イ) 工事に起因する事故、苦情等が生じた場合は、許可を受けた者において適切に対処すること。

ウ 資材置き場等

(ア) 当該公園内において設置許可を受けた区域外に仮囲いや資材置き場等を設ける場合は、最小限にとどめ、都市公園法第6条及び仙台市都市公園条例第9条の規定により都市公園の占用の許可を受けること。

エ 完成確認

(ア) 工事が完成したときは、施工前、施工後の写真を添えて公園管理者へ報告するものとし、確認を受けること。

2 管理運営に関すること

ア 基本事項

(ア) 許可を受けた者が管理運営を行うこと。

イ 規則等の策定

(ア) 許可を受けた者は管理運営規則等を定めることとし、当該地区集会所が公園施設として開放的かつ地域コミュニティーの場となるよう、公平・公正に管理運営すること。

ウ 管理費用

(ア) 当該地区集会所の維持管理（便所・時計等の施設の維持管理を含む。）は、許可を受けた者の責任において実施し、管理に要する費用（修繕や建替え等の費用を含む。）については、許可を受けた者の全額負担とすること。

エ 料金徴収

(ア) 許可を受けた者は、当該地区集会所の維持管理を目的に、運営協力金として利用料を設定し、徴収することができる。

オ 営利目的等の禁止

(ア) 営利、宗教の布教・勧誘等、地区集会所の設置目的に合致しない目的で使用しないこと。

カ 居住の禁止

(ア) 当該地区集会所を住居として使用しないこと。

キ 公園管理

(ア) 当該地区集会所の管理区域内の清掃、ごみ処理及び樹木管理等の維持管理作業は、許可を

受けた者が実施すること。

(イ) 公園愛護協力会と連携し公園の美化に努め、当該公園全体の管理を積極的に行うこと。

(ウ) 当該公園に公園愛護協力会が結成されていない場合は、これを結成すること。

ク トラブルの対処

(ア) 当該地区集会所における火災、盗難等の防止には万全を期し、事故発生や管理運営上生じる苦情等の処理は許可を受けた者が行うこと。

ケ 車両の乗入れ

(ア) 当該地区集会所の管理区域内に駐車スペースを設置した場合を除き、当該地区集会所の利用者による車両の乗入れは禁止とする。

コ 変更協議

(ア) 当該地区集会所の改修及び管理区域内の構造・形態を変更する場合は、事前に公園管理者と協議のうえ、変更の許可を受けること。

サ 報告（書類提出）

(ア) 当該地区集会所の管理運営主体の名称、管理運営規則、役員名簿等（変更の場合を含む。）を提出すること。

(イ) 年度終了後速やかに、当該年度の地区集会所使用状況・決算報告書・次年度の管理運営計画書等を提出すること。

シ 法令遵守

(ア) 都市公園法、仙台市都市公園条例等関連法令を遵守すること。

ス その他運営に関する事項

(ア) その他運営に関する事項は公園管理者と協議の上定めること。

3 原状回復に関すること

ア 許可を受けた者は、許可の期間が終了した場合において、許可の更新を受けないときは、速やかに当該公園を地区集会所設置前の原状に復旧すること。ただし、公園管理者から特に指示があった場合は、この限りではない。

イ 復旧が完了した際は、書面により完了した旨を復旧状況の写真を添えて公園管理者へ報告するものとし、その検査を受けること。